

総合評価落札方式の手引  
(企業チャレンジ型 (試行))

(第6版)

令和4年4月

兵庫県土木部契約管理課

## 目 次

1	手引の趣旨	1
2	施工能力評価型と異なる箇所	1
3	企業チャレンジ型とは	2
4	運用について	2
4-1	対象工事（試行要領 第2条）	2
4-2	落札者決定基準（試行要領 第3条）	2
4-3	評価基準（試行要領 第4条）	2
4-4	評価の方法（試行要領 第5条）	2
4-5	落札者決定の方法（試行要領 第6条）	2
4-6	学識経験者の意見聴取（試行要領 第7条）	2
4-7	技術審査会の設置（試行要領 第8条）	2
4-8	入札参加者への周知（試行要領 第9条）	2
4-9	技術資料の提出（試行要領 第10条）	2
4-10	技術資料の審査（試行要領 第11条）	2
4-11	落札者の決定通知及び公表（試行要領 第12条）	2
4-12	技術資料の記載内容の担保（試行要領 第13条）	2
4-13	技術資料に関する機密の保持（試行要領 第14条）	2
4-14	その他（試行要領 第15条）	3
4-15	専任補助者の配置（試行要領 別表2）	3
4-16	新技術・新工法の活用（試行要領 別表2）	3
4-17	県内産品の使用（試行要領 別表2）	3
5	技術資料に関する注意点	3
5-1	企業の施工能力	3
5-1-1	工事成績	3
5-1-2	工事成績	3
5-2	配置予定技術者の技術力	4
5-2-1	工事成績	4
5-2-2	工事成績	4
5-2-3	継続学習（CPD）の取得状況	4
5-3	地域建設業者の育成	4
5-3-1	地域精通度（本店所在地）	5
5-3-2	県内企業の下請負人活用状況	5
5-3-3	新技術・新工法の活用	5
5-3-4	県内産品の使用	5
5-3-5	若手・女性技術者の育成	5
5-3-6	建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用	5
5-4	減点	5
5-4-1	減点項目	5
6	技術提案内容の履行について	5
6-1	履行状況の確認について	5
6-2	履行状況の確認方法	5
6-3	履行が困難になった場合の対応について	5
6-3-1	工事成績評定点の減点によるペナルティーについて	5
6-3-2	評価項目「減点項目」によるペナルティーについて（平成30年7月から適用）	5
6-3-3	その他のペナルティーについて	5
7	よくある質問と回答	5

## 改定履歴

平成29年 7月	初版
平成30年 7月	第2版
令和元年 7月	第3版
令和2年 7月	第4版
令和3年10月	第5版
令和4年4月	第6版

## 1 手引の趣旨

「総合評価落札方式（企業チャレンジ型（試行））の手引」（以下「本手引」という。）は、「総合評価落札方式（企業チャレンジ型）試行要領」（以下「試行要領」という。）の記載事項に沿って、総合評価落札方式を実施する場合の運用方法について、一般的な考え方をとりまとめたものです。

試行要領の大半は「総合評価落札方式（施工能力評価型）実施要領」（以下「能力実施要領」という。）を準用しているため、本手引についても、試行要領と能力実施要領で異なる部分のみを抜粋して記載しています。

本手引きに記載のない事項は「総合評価落札方式（施工能力評価型）の手引」の施工能力評価型を企業チャレンジ型に読替えた上で準用してください。

## 2 施工能力評価型と異なる箇所

試行要領の運用において、本手引で新たにとりまとめる箇所と施工能力評価型の手引を準用する箇所は下表のようになります。

内容	実施要領	試行要領
	施工能力評価型	企業チャレンジ型
趣旨	第1条	新規
対象工事	第2条	新規
落札者決定基準	第3条	読替え
評価基準	第4条	読替え、一部削除
評価の方法	第5条	-
落札者決定の方法	第6条	-
学識経験者の意見聴取	第7条	-
技術審査会の設置	第8条	読替え
入札参加者への周知	第9条	読替え
技術資料の提出	第10条	-
技術資料の審査	第11条	-
落札者の決定通知及び公表	第12条	-
技術資料の記載内容の担保	第13条	-
技術資料に関する機密の保持	第14条	-
その他	第15条	-
対象工事	別表1 (第2条関係)	-
評価基準	別表2 (第4条関係)	新規
同種工事の施工実績	注1)	
工事成績	注2)	注1) 一部変更
社会貢献点数	注3)	
地域固有の社会貢献活動	注4)	
配置予定者の技術力	注5)	注2)
同種工事の施工実績	注6)	
工事成績	注7)	注3) 一部変更
継続学習（CPD）の取得状況	注8)	注4)
地域精通度（本店所在地）	注9)	注5)
県内企業の下請負人活用状況	注10)	注6)
新技術・新工法の活用	注11)	注7)
県内産資材の調達	注12)	注8)
若手・女性技術者の育成	注13)	注9)
建設キャリアアップ（CCUS）の活用	注14)	注10)
ICTの活用	注15)	
当該工事で使用する作業船	注16)	
減点項目	注17)	注11)
その他	注18)	注12)

①「-」は施工能力評価型と同じ内容であることを示す。

②「読替え」は文中の施工能力評価型を企業チャレンジと読替える。

③「新規」については、本手引に抜粋して記載する。

### 3 企業チャレンジ型とは

企業チャレンジ型は施工能力評価型に比べ、適用範囲となる契約予定金額の引下げ及び入札参加資格要件となる技術・社会貢献評価数値の緩和を行うとともに、受注実績に係る配点を緩和することにより、新規中小企業者や新規分野へ挑戦する地域建設業者の実績等による施工能力を評価する方式である。

## 4 運用について

### 4-1 対象工事（試行要領 第2条）

（対象工事）

第2条 総合評価落札方式（企業チャレンジ型）によって入札を行う工事は、契約予定金額2千万円以上2億5千万円未満の土木工事のうち、原則として別表1「対象工事」に定める工事で難易度の低い工事を対象とする。

① 総合評価落札方式（企業チャレンジ型）を適用する工事は、下記のとおりです。

契約予定金額	適用工事	備考
2千万円以上 2億5千万円未満	全ての一般土木工事等のうち、難易度の低い工事	試行要領 別表1

### 4-2 落札者決定基準（試行要領 第3条）

※施工能力評価型を企業チャレンジ型に読替えた上で準用してください。

### 4-3 評価基準（試行要領 第4条）

（評価基準）

第4条 総合評価落札方式（企業チャレンジ型）は、制限付き一般競争入札の入札方式によって実施することとし、別表2「評価基準（企業チャレンジ型）」に定める評価基準を適用する。

① 入札方式は、制限付き一般競争入札を適用します。（公募型一般競争入札は適用しません。）

### 4-4 評価の方法（試行要領 第5条）

### 4-5 落札者決定の方法（試行要領 第6条）

### 4-6 学識経験者の意見聴取（試行要領 第7条）

※施工能力評価型を準用してください。

### 4-7 技術審査会の設置（試行要領 第8条）

### 4-8 入札参加者への周知（試行要領 第9条）

※施工能力評価型を企業チャレンジ型に読替えた上で準用してください。

### 4-9 技術資料の提出（試行要領 第10条）

### 4-10 技術資料の審査（試行要領 第11条）

### 4-11 落札者の決定通知及び公表（試行要領 第12条）

### 4-12 技術資料の記載内容の担保（試行要領 第13条）

### 4-13 技術資料に関する機密の保持（試行要領 第14条）

- 4-14 その他（試行要領 第15条）
- 4-15 専任補助者の配置（試行要領 別表2）
- 4-16 新技術・新工法の活用（試行要領 別表2）
- 4-17 県内産品の使用（試行要領 別表2）

※施工能力評価型を準用してください。

## 5 技術資料に関する注意点

試行要領に示す各評価項目について、技術資料の作成に当たっての注意点は、次のとおりです。  
 なお、各型式の技術資料の様式番号については、下表のように対応します。

評価区分	評価項目	施工能力評価型	企業チャレンジ型
	表紙	様式1号	様式1号
	自己評価申告書	様式2号	様式2号
企業の施工能力	同種工事の施工実績	様式3号	
	工事成績	様式4号	様式3号
	社会貢献点数	様式5号	
	地域固有の社会貢献活動	様式6号	
配置予定者の技術力	同種工事の施工実績	様式7号	
	工事成績	様式8号	様式4号
	継続学習（CPD）の取得状況	様式9号	様式5号
地域建設業者の育成	地域精通度（本店所在地）	様式10号	様式6号
	県内企業の下請負人活用状況		
	新技術・新工法の活用		
	県内産資材の調達		
	若手・女性技術者の育成	様式11号	様式7号
	建設キャリアアップ（CCUS）の活用	様式10号	様式6号
	ICTの活用	様式13号	
当該工事で使用する作業船	様式14号		
減点	減点項目	様式12号	様式8号
	入札価格が調査基準価格未満であった場合の追加資料の提出意思	施工体制確認型様式1号	

### 5-1 企業の施工能力

評価区分「企業の施工能力」は、企業チャレンジ型は工事成績のみを評価します。評価項目、配点及び評価方法は次のとおりです。

評価区分	評価項目	配点	評価方法		
企業の施工能力	工事成績 (5-1-2)	2点	申告する工事件数に応じて、右欄の点数を加算する。		
			工事1件 当たりの 得点 (1件)	80点以上	2.00点/件
				70点以上 80点未満	1.00点/件
			70点未満、該当工事なし	0.00点/件	
合計		2点			

#### 5-1-2 工事成績

##### (1) 評価項目の要点

- ① 入札参加者が申告する工事1件あたりの工事成績に対して点数を付与し、企業チャレンジ型は最大1件まで加点します。

※その他の事項は施工能力評価型を準用してください。

## 5-2 配置予定技術者の技術力

評価区分「配置予定技術者の技術力」は、当該工事において配置予定技術者が保有する技術力を評価します。評価項目、配点及び評価方法は次のとおりです。

評価区分	評価項目	配点	評価方法		
配置予定技術者の技術力	工事成績 (5-2-2)	2点	申告する工事件数に応じて、右欄の点数を加算する。		
			工事1件 当たりの 得点 (①②③ あわせて 1件)	① 主任(監理)技術者又は専任補助者として従事した工事	
				80点以上	2.00点/件
				70点以上 80点未満	1.00点/件
	② 現場代理人(専任補助者を除く。)として従事した工事				
80点以上	1.00点/件				
70点以上 80点未満	0.50点/件				
③ 従事役職を問わず、70点未満、該当工事なし	0.00点/件				
継続学習(CPD)の取得状況 (5-2-3)	1点	推奨単位以上の取得実績がある。	1点		
		推奨単位以上の取得実績がない。	0点		
合計		3点			

### 5-2-2 工事成績

#### (1) 評価項目の要点

- ① 入札参加者が申告する工事1件あたりの工事成績に対して点数を付与し、最大1件まで加点します。  
※その他の事項は施工能力評価型を準用してください。

### 5-2-3 継続学習(CPD)の取得状況

※施工能力評価型を準用してください。

## 5-3 地域建設業者の育成

評価区分「地域建設業者の育成」は、評価項目欄に示す地域建設業者の育成につながる取組等について、当該工事における取組の有無を申告によって評価します。評価項目、配点及び評価方法は次のとおりです。

評価区分	評価項目	配点	評価方法	
地域建設業者の育成	地域精通度 (本店所在地) (5-3-1)	1点	本店の所在地が指定地域内にある。	1点
			本店の所在地が指定地域内にない。	0点
	県内企業の下請負人活用状況 (5-3-2)	1点	下請負人の全てを県内企業とする、又は元請負人が県内企業であり自社施工する。	1点
			上記に該当しない。	0点
	新技術・新工法の活用 (5-3-3)	1点	当該工事において適用する。	1点
			当該工事において適用しない。	0点
	県内産品の使用 (5-3-4)	1点	当該工事において適用する。	1点
			当該工事において適用しない。	0点
	若手・女性技術者の育成(5-3-5)	1点	当該工事において適用する。	1点
			当該工事において適用しない。	0点
建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用 (5-3-6)	1点	CCUSに事業者登録済	1点	
		CCUSに事業者未登録	0点	
合計		6点		

- 5-3-1 地域精通度（本店所在地）
- 5-3-2 県内企業の下請負人活用状況
- 5-3-3 新技術・新工法の活用
- 5-3-4 県内産品の使用
- 5-3-5 若手・女性技術者の育成
- 5-3-6 建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用  
※施工能力評価型を準用してください。

#### 5-4 減点

評価区分「減点」は、兵庫県が発注した土木請負工事における総合評価落札方式の工事における、技術資料の記載内容に対する不履行の実績によって評価します。評価項目、配点及び評価方法は次のとおりです。

評価区分	評価項目	配点	評価方法		
減点	減点項目 (5-4-1)	-6点	技術資料の記載内容の 不履行項目数（1年間通算）	不履行なし	0点
				1項目	-2点
				2項目	-4点
				3項目以上	-6点
合計		-6点			

##### 5-4-1 減点項目

※施工能力評価型を準用してください。

#### 6 技術提案内容の履行について

- 6-1 履行状況の確認について
- 6-2 履行状況の確認方法
- 6-3 履行が困難になった場合の対応について
  - 6-3-1 工事成績評定点の減点によるペナルティーについて
  - 6-3-2 評価項目「減点項目」によるペナルティーについて（平成30年7月から適用）
  - 6-3-3 その他のペナルティーについて

※施工能力評価型を準用してください。

#### 7 よくある質問と回答

※施工能力評価型を準用してください